

亀山市公告第54号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部用地管理室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成27年7月16日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市羽若町字糶屋垣内555番2 6.32 m²

亀山市羽若町字糶屋垣内556番2地内 13.98 m²

亀山市羽若町字糶屋垣内557番地先 101.38 m²